

・弥富市役所	65-1111 (代表)
・鍋田支所	68-8001
・十四山支所	52-2111
・総合福祉センター	65-8103
・総合社会教育センター	65-0002
・図書館	65-1117
・歴史民俗資料館	65-4355
・同報無線確認電話	65-8517
※臨時放送の確認ができます。	
(市外局番 0567)	
※切り取ってお使いください。	

人口	44,488人 (+19)
男子	22,358人 (+14)
女子	22,130人 (+5)
世帯	16,842 (+34)
(平成27年5月1日現在)	

お知らせします

弥富市商工会
きんちゃん商品券を発行します

市商工会は消費税の増加に伴う消費の冷え込みを防止するため、国・県の助成を受け、市内の消費者の購買意欲を促し、地域商業など市内経済の活性化を図ることを目的として、弥富市商工会がプレミアム付商品券(きんちゃん商品券)を発行します。

なお、ご利用後は、アンケートにご協力をしていただきますので、よろしく願います。

▼販売日時 7月1日(水)
午前10時～午後3時(売り切れ次第終了、完売しなければ7月2日(木)から市商工会にて販売予定)
▼販売価格 10,000円

プレミアム分20%を加え、@1,000円券×12枚の合計12,000円分

商品券種

・一般業者専用券4,000円分(@1,000円券×4枚)
・大型店(※)・一般業者共通券8,000円分(@1,000円券×8枚)

販売場所

総合社会教育センター
6,500セット
十四山スポーツセンター
6,500セット

使用期間

7月1日(水)～12月31日(木)

購入可能数

1人10万円まで。

※大型店とは、一つの建物で売場面積が1,500㎡を超える店舗です。

問い合わせ先

市商工会 ☎65-13100
市役所商工観光課(内線252)

個人市県民税の納税について

毎年6月に市県民税の税額を確定し、納税義務者の方へ納税通知書を送付しています。

納税通知書に添付の課税明細書の内容をご確認ください。納税通知書は6月中旬に送付します。

▼減免を受ける方は、納付前に手続きを

災害、死亡、退職などによる著しい所得の減少などで、税の納付が困難なときは、減免を受けられる場合がありますので、納期限までに申請してください。(申請期日を過ぎた場合やすでに納付した税額については減免できません。)

▼問い合わせ先
市役所税務課(内線353)

6月23日から29日は「男女共同参画週間」です

6月23日は「男女共同参画社会基本法」が施行された日です。これを記念して、毎年6月23日から29日までの1週間を「男女共同参画週間」として定め、全国各地で様々な啓発活動が行われます。また、内閣府男女共同参画局では、今年度のキャッチフレーズに「地域力×女性力＝無限大の未来」を最優秀作品に選定しました。

ください。

また、使い切っていないライターなどの危険物が混ざり、車両火災や処理施設での事故が発生しています。ライターは必ず中身を使い切ってから、不燃ごみ袋で出してください。

なお、ごみの分別、減量化および集積場の適正な管理を図るためにごみ袋への名前の記入をお願いしています。

一層のごみ減量を促進するため、市民の皆さんのご理解とご協力をお願いいたします。

▼問い合わせ先
市役所環境課(内線134)

88歳おたっしや訪問

ご本人の口頃の様子をお聞きしながら、市が提供している住民サービスの紹介を兼ね、介護予防についてお話しさせていただきます。

▼対象者 88歳を迎える方

▼訪問時期 88歳の誕生日の前後

▼訪問者

地域域包括支援センター(海南病院総合相談センター、なでしこ指定居宅介護支援事業所、弥富市十四山居宅介護支援事業所)の職員があらかじめ、お電話で訪問日時をご相談させていただきます。

▼問い合わせ先

地域域包括支援センター

この機会に、男女のパートナーシップについて身近なところから考えてみませんか。
「弥富市男女共同参画プラン」の閲覧は、市のホームページまたは市役所秘書企画課にて行っております。

▼問い合わせ先

市役所秘書企画課
(内線222・223)

国保加入者の皆さんへ入院時食事負担額減額認定の手続きを忘れずに

市・県民税非課税世帯の方は「国民健康保険標準負担額減額認定証(以下「認定証」)を医療機関に提示すると、入院時の食事代の負担が一定額で済みます(左表)。該当する方は、申請をしてください。

①新規に認定を受ける場合

○必要なもの 国民健康保険被保険者証、市・県民税非課税証明書(平成27年1月2日以降に市に転入した方)、印鑑

②更新する場合

認定証の有効期限は毎年7月末日です。更新には、申請が必要です。

③長期該当(90日を超える入院)への変更

○必要なもの 国民健康保険被保険者証、認定証、印鑑

☎65-15521
市役所介護高齢課(内線172)

フッキング・おやじ男結び(おむすび)の会

男性が台所をまかされるというのは、慣れないため色々な苦労がありますよね。

仲間と楽しく料理をしながら、苦労話や情報交換を通して、明日からのエネルギーとしましょう!!

▼とき

7月9日、10月8日、平成28年1月14日(いずれも木曜日)

午前10時30分～午後1時

▼ところ 総合社会教育センター

▼対象者

一人暮らしの男性

介護と台所をまかされている男性

※出席できない日がある方も参加可能です。

※初めて参加される方は、各開催日の1週間前までに地域域包括支援センターへご連絡ください。

▼参加費

材料費(300円程度)

▼持ち物

エプロン、三角巾

▼問い合わせ先

地域域包括支援センター
☎65-15521

市役所介護高齢課
(内線172、173)

④差額の支給
要件を満たしているにもかかわらず、認定証の交付を受けられなかった場合や、認定証を医療機関に提示できなかった場合は、すでに支払った額から認定証を持っていただければ、差額を支給します。

○必要なもの 国民健康保険被保険者証、印鑑、入院代の領収書(食事負担額の内訳が分かるもの)、振込先の分かるもの(通帳など)

◎入院時食事本人負担額

区分	1食当たり負担額
一般加入者	260円
課税(70歳以上の方)	210円
非課税(70歳以下の方)	210円
市・県民税非課税かつ収入金額から必要経費・控除を差し引いた所得金額が0円となる場合	160円
70歳以上で低所得Iの方	100円

※70歳以上の低所得I：世帯主と世帯の国民健康保険加入者全員が、市・県民税非課税かつ収入金額から必要経費・控除を差し引いた所得金額が0円となる場合

ごみの分別のお願い

市では家庭から出るごみを分別して収集をしています。

最近、可燃ごみ袋やプラスチック類ごみ袋の中に、ビンや缶が分別されずに出されている場合があります。ごみの種類によって処理方法が異なるので分別を徹底して

後期高齢者医療保険料の軽減判定基準の一部改正について

平成27年度から国の基準に合わせて、被保険者均等割額の軽減のうち5割軽減、2割軽減の対象が拡大になります。

▼5割軽減の拡大

(拡大前) 33万円+(24万5千円×世帯の被保険者数)

(拡大後) 33万円+(26万円×世帯の被保険者数)

▼2割軽減の拡大

(拡大前) 33万円+(45万円×世帯の被保険者数)

(拡大後) 33万円+(47万円×世帯の被保険者数)

▼問い合わせ先

市役所保険年金課
(内線125・126)